荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種 における法遵守状況の自主点検の様式

1. 取引先事業者との価格転嫁状況の認識

問1 貴社は、取引先事業者(物流事業者)との取引価格について、労務費、 原材料費、エネルギーコストの上昇分の価格転嫁を受け入れていますか。

概ね転嫁を受け入れている。	(目安:80%~100%)
一部転嫁を受け入れている。	(目安:40%~79%)
ほとんど転嫁を受け入れていない。	(目安:0%~39%)

2. 問題につながるおそれのある行為

問2 公正取引委員会による「荷主と物流事業者との取引に関する調査結果 について」(令和4年5月25日公表)における「問題につながるおそれ のある事例」に該当する行為(下表)と同様の行為を行ったことはありま すか。

荷主は、物流事業者に対し、長時間の待機をさせたが、待機料金を支払わなかった。	□ある
	□ない
荷主は、物流事業者に対し、指定した配送先に誤りがあったことを理由に、別の配	□ある
送先に配送をさせたが、追加費用を支払わなかった。	□ない
荷主は、社内連絡が滞ったことによる事務処理の遅れが原因で、物流事業者への支	□ある
払が本来の支払月よりも遅れた。	□ない
荷主は、自社が取引先から代金を収受するのが遅れたことを理由に、物流事業者へ	□ある
の支払を遅らせた。	□ない
荷主は、物流事業者に対し、毎月の支払額から一律に減じた金額を支払っていた。	□ある
	□ない
荷主は、物流事業者に対し、毎月の支払代金に端数があった場合、当該端数を切り	□ある
捨てて支払っていた。	□ない
荷主は、通関手続において発生する関税・消費税を荷主において直接支払わず、物	□ある
流事業者に対し、立替払をさせた。	□ない
荷主は、物流事業者に対し、「協力金」との名目で、金銭を提供させた。	□ある
	□ない
荷主は、物流事業者から運賃の引上げを求められたが、ほかにも低価格で運送を行	□ある
う物流事業者が存在するとして取引先変更の可能性がある旨通告し、引上げに応	口ない
じなかった。	

荷主は、物流事業者からの契約金額の交渉の要望を門前払いし、過去の契約金額を	□ある
継続して据え置いている。	口ない

問3 公正取引委員会及び中小企業庁による「価格転嫁に係る業種分析報告書」(令和4年5月31日公表)における「問題につながるおそれのある事例」に該当する行為(下表)と同様の行為を行ったことはありますか。

(買いたたき)

荷主は、物流事業者から運賃の引上げを求められたが、ほかにも低価格で運送を行	□ある
う物流事業者が存在するとして取引先変更の可能性がある旨通告し、引上げに応	口ない
じなかった。	
荷主は、物流事業者に対し、自社の経営が苦しいことを理由に「協力依頼」と称し	□ある
て一方的に運賃を引き下げた。	口ない
荷主は、運送業務の再委託先からの求めに応じて再委託運賃を引き上げようとし	□ある
た物流事業者から、運賃の引上げを要望されたにもかかわらず、十分に協議するこ	口ない
となく引上げを拒否した。	
荷主は、物流事業者からの契約金額の交渉の要望を門前払いし、過去の契約金額を	□ある
継続して据え置いている。	口ない
荷主は、物流事業者から運賃の引上げを求められたにもかかわらず、義務ではない	□ある
ことを理由に引上げに応じなかった。	口ない
荷主は、物流事業者に対し、過去に用いていた単価表の価格まで運賃を引き下げて	□ある
もらいたいと主張し、一方的に運賃を引き下げた。	口ない
荷主は、物流事業者に対し、努力すれば人件費を更に削減できるだろうと主張し、	□ある
一方的に運賃を引き下げた。	口ない
荷主は、物流事業者から複数回にわたり運賃交渉を求められたにもかかわらず、一	□ある
度も返答せず交渉に応じなかった。	口ない

(減額)

荷主は、物流事業者に対し、毎月の支払額から一律に減じた金額を支払っていた。	□ある
	□ない
荷主は、運賃を現金振込の方法で支払うにもかかわらず、「手形割引料」の名目で	□ある
一定額を差し引いて支払っていた。	□ない
荷主は、物流事業者に対し、毎月の支払代金に端数があった場合、当該端数を切り	□ある
捨てて支払っていた。	□ない
荷主は、物流事業者に対し、「手数料」と称して毎月の支払代金から一定率を差し	□ある
引いて支払っていた。	□ない

荷主は、物流事業者から請求された運賃から「キックバック」として一定率を差し	□ある
引いて支払っていた。	口ない
荷主は、毎月の支払の際に、物流事業者との間であらかじめ定めた算出方法と異な	□ある
る方法を用いて本来よりも少ない金額を算出し、当該金額を支払っていた。	□ない
荷主は、物流事業者から請求を受けた高速道路料金について、独自の基準で割り引	□ある
いた金額を支払った。	□ない
荷主は、物流事業者との間で、時間単位で運賃を算定する旨取り決めていたにもか	□ある
かわらず、毎月の支払の際に、車両1台ごとに一定の時間分を控除して算定した金	口ない
額を支払っていた。	

(支払遅延)

荷主は、社内連絡が滞ったことによる事務処理の遅れが原因で、物流事業者への支	□ある
払が本来の支払月よりも遅れた。	口ない
荷主は、社内の事務処理に誤りがあったことが原因で、支払期限までに物流事業者	□ある
に支払ができなかった。	□ない
荷主は、社内の会計処理に遅れが生じたため、支払期限までに物流事業者に支払が	□ある
できなかった。	□ない
荷主は、物流事業者からの請求書の処理を担当する者が海外出張のため長期不在	□ある
となったことが原因で、支払期限までに物流事業者に支払ができなかった。	□ない
荷主は、自社が取引先から代金を収受するのが遅れたことを理由に、物流事業者へ	□ある
の支払を遅らせた。	□ない
荷主は、物流事業者に対して、本来は 12 月に支払うべき運賃について、社内の会	□ある
計処理が間に合わないことを理由として、支払を翌年に遅らせた。	□ない
荷主は、物流事業者との間で、末日締め、翌月末支払の支払条件を定めていたにも	□ある
かかわらず、物流事業者と協議することなく、末日に締めた分の運賃を翌々月に支	□ない
払っていた。	
荷主は、物流事業者に対し、運送の作業を行わせた日から数か月後に支払ったこと	□ある
があった。	口ない

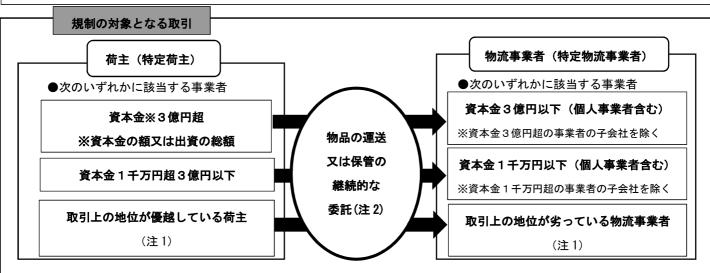
3. 法遵守に向けた社内管理体制

問4 独占禁止法違反・下請法違反に該当する行為を行わないように、社内において、どのような管理体制を構築していますか(複数回答可)。

独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する社内規定・マニュアルを整備している。
独占禁止法・下請法違反の未然防止に関する研修を実施している。
管理体制を構築していない。

特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法(物流特殊指定)の概要

物流特殊指定は、荷主と物流事業者間の取引における優越的地位の濫用行為を効果的に規制するために定められた独占禁止法上の規制です。



- (注 1)優越性の判断に当たっては、①荷主に対する取引依存度、②荷主の市場における地位、③物流事業者にとっての取引先変更の可能性、 ④その他荷主と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に勘案します。
- (注 2) 下請法第2条第4項に規定する役務提供委託(事業者が業として行う運送又は保管の全部又は一部を他の事業者に委託すること)に該当する場合を除きます。
 - ※ このほか、物流子会社が、その親会社から受託した物品の運送等を他の物流事業者に再委託する場合、当該取引が下請法の規制対象となることがあります。

特定荷主の禁止行為

①代金の支払遅延

特定物流事業者の責に帰すべき理由 がないのに、あらかじめ定めた支払期 日までに代金を支払わないこと

④物の購入強制・役務の利用強制

正当な理由がある場合を除き、自己 の指定する物を強制して購入させ、又 は役務を強制して利用させること

⑦不当な給付内容の変更及びやり直し

運送若しくは保管の内容を変更させ、又は運送若しくは保管を行った後に運送若しくは保管をやり直させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること

②代金の減額

特定物流事業者の責に帰すべき理由 がないのに、あらかじめ定めた代金の 額を減じること

⑤割引困難な手形の交付

支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること

⑧要求拒否に対する報復措置

①~⑦に掲げる事項の要求を拒否したことを理由として、取引停止等の不利益な取扱いをすること

③買いたたき

特定物流事業者の運送又は保管の内容と同種又は類似の内容の運送又は保管に対し通常支払われる対価に比し著しく低い代金の額を不当に定めること

⑥不当な経済上の利益の提供要請

自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、 特定物流事業者の利益を不当に害する こと

⑨情報提供に対する報復措置

公正取引委員会に対し①~⑧の事実 を知らせ、又は知らせようとしたこと を理由として、取引停止等の不利益な 取扱いをすること